平成 31 年 1 月農業委員会総会議事録

平成31年1月24日午後2時00分、平成31年1月農業委員会総会を弘前パークホテル4階「ラ・メェラ」に招集する。

出席委員 24 名

1 番	前田　優考	委員	2 番	須藤　秀人	委員	3 番	町田　功	委員
4 番	山本　修平	委員	5 番	三上　悦治	委員	6 番	進藤　司	委員
7 番	佐藤　剛郎	委員	8 番	山内　知人	委員	9 番	成田　繁則	委員
10 番	石岡　千鶴子	委員	11 番	岩谷　裕子	委員	12 番	相馬　司幸	委員
13 番	小嶋　勇成	委員	14 番	木村　芳文	委員	15 番	伊藤　公正	委員
16 番	小林　政貴	委員	17 番	佐藤　耕一	委員	18 番	鳴海　忠三郎	委員
19 番	木村　司	委員	20 番	三上　幸雄	委員	21 番	奥元　勝義	委員
23 番	櫻庭　潤	委員	24 番	白濱　不二男	委員	26 番	棟方　健	委員

欠席委員　1 名

25 番　外﨑　眞司　委員

出席事務局　　9 名

事 務 局 長	赤石　仁	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	小堀　正也	事務局主幹兼農地係長	佐藤　祝幸
事務局主幹兼農政係長	髙橋　貢	岩木分室総括主査	澤田　明人
相馬分室総括主査	藤田　徹	事務局総括主査	小林　明子
事務局主査	田澤　磨美		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第 1 号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 2 号　農地転用許可に係る意見について
議案第 3 号　農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 4 号　農用地利用集積計画の決定について
議案第 5 号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 6 号　農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第 7 号　農地・非農地の判断について
議案第 8 号　引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）
議案第 9 号　平成 31 年農作業臨時雇用標準賃金について

報告第 1 号　農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 2 号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 3 号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 13 時 57 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。
ただいまから平成 31 年 1 月農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 25 番 外﨑眞司委員の 1 名であります。ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。21 番 奥元勝義委員、23 番 櫻庭潤委員、24 番 白濱不二男委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の小林明子総括主査を任命いたします。
議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。
議案第 1 号を議題といたします。議案第 1 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 1 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 5,253 ㎡、畑 11 件 48,517 ㎡、合計 14 件 53,770 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 23 件 107,549 ㎡、畑 15 件 127,900 ㎡、合計 38 件 235,449 ㎡ であります。
なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 1 月 11 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、白濱不二男 副委員長、佐藤耕一副委員長、三上悦治 委員、進藤司委員、それに私、町田であります。３条許可申請について、新規就農 2 件の事情聴取を行いました。
6 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 115 番について申し上げます。申請人は農家出身であり、勤め先を定年退職した後は、実家のりんご農家の手伝いを行っておりましたが、今回、自分の農地を取得する目処が立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。通年での農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題ないと考えました。
11 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 151 番について申し上げます。申請人は農業に魅力を感じ、勤め先を退職し、りんご農家の手伝いを行っておりましたが、今回、祖父より農地を借り受ける事となったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地では、２年前から通年での農作業を行っており、また、今後も祖父の指導の下で営農するとのことで、技術力等、特に問題ないと判断しました。このほかの申請も含め、申請書を審査し、調査会で

調査委員長	検討した結果、すべての農地において、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項も含め、許可要件を全て満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）
佐藤耕一委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （佐藤耕一委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 13 ページ、受付番号 155 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	受付番号 155 番は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 1 号のうち、受付番号 155 番については、許可することに決定いたします。佐藤耕一委員の着席をお願いします。 （佐藤耕一委員着席）
前田優考委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （前田優考委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 21 ページ、受付番号 176 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	受付番号 176 番は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 1 号のうち、受付番号 176 番については、許可することに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。 （前田優考委員着席）
議　　長	それでは、議案第 1 号のうち、受付番号 155 番及び 176 番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）

議　　長　　議案第 1 号のうち、受付番号 155 番及び 176 番を除く申請については、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 1 号のうち、受付番号 155 番並びに 176 番を除く申請については、許可することに決定いたします。

次に、議案第 2 号を議題といたします。議案第 2 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 2 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、畑 2 件 1,003 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。25 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 17 番は、農地区分が「その他の第 2 種農地」で、非農地や第 3 種農地に代替地がない場合に転用可能となる農地区分ですが、第 1 種農地の例外許可事由に該当する「農業用施設等」であることから、代替地の検討を要することなく、転用可能となるものであります。受付番号 18 番は、農地区分が「第 1 種農地」で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農業用施設等」であることから、転用可能となるものであります。またどちらも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 2 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 2 号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 2 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第 3 号を議題といたします。議案第 3 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 3 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 7,838 ㎡であります。また使用収益権関係は、畑 1 件で 353 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。29 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号 37 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから転用可能となるものであります。受付番号 38 番から 40 番までの 3 件は、農地区分が第 3 種農地で、転用可能な農地区分であります。30 ページをご覧ください。使用収益権関係の受付番号 13 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「周辺事業者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから転用可能となるものであります。以上の 5 件はいずれも、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。また、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

木村芳文委員　　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

佐藤耕一委員　　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（木村芳文委員、佐藤耕一委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 29 ページ、所有権関係受付番号 38 番から 40 番までの 3 件について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　受付番号 38 番から 40 番の 3 件については、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 3 号のうち、所有権関係受付番号 38 番から 40 番の 3 件については、許可相当の意見を付すことに決定いたします。木村芳文委員、佐藤耕一委員の着席をお願いします。

（木村芳文委員、佐藤耕一委員着席）

議　　長　　それでは、議案第 3 号のうち、所有権関係受付番号 37 番及び使用収益権関係受付番号 13 番の 2 件について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 3 号のうち、所有権関係受付番号 37 番及び使用収益権関係受付番号 13 番については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 3 号のうち、所有権関係受付番号 37 番及び使用収益権関係受付番号 13 番については許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 4 号を議題といたします。議案第 4 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 4 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 9 件 22,631 ㎡、畑 15 件 57,496 ㎡、その他 1 件 94 ㎡、合計 25 件 80,221 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 3 件 18,916 ㎡、畑 3 件 14,347 ㎡、合計 6 件 33,263 ㎡であります。なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　　議案第 4 号で提案されております、農用地利用集積計画については、去る 1 月 8 日、奥元勝義 副委員長と山内知人委員と私、鳴海と事務局職員の出席のもとで、農用地利用調整会議を開催しておりますので、その結果を報告します。
基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿に登録されていることから、全てについて、要件を満たしておりました。さらに、利用権の設定等を受けようとする土地及び、受け手申出者が現に耕作している農用地の位置など利用条件を検討した結果、農用地の利用の集積並びに受け手申出者の農業経営の改善、安定に資するものと認められました。40 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 140 番については、利用権の再設定による農地の貸借であるため、農用地利用調整会議から除いてあります。41 ページをお開きください。受付番号 141 番及び 142 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第 2 条第 3 項で定める農地所有適格法人の要件を満たしておりました。42 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 143 番から 145 番については、農地中間管理事業の実施の

推進委員長　ため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第4号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第4号は、委員長報告のとおり決定いたします。

次に、議案第5号を議題といたします。議案第5号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第5号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対して要請したいので、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田1件6,523㎡、畑15件82,520㎡、合計16件89,043㎡であります。また、使用収益権関係は、田1件6,202㎡、畑1件5,574㎡、合計2件11,776㎡であります。今回提出されました18件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項第2号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買16件、賃貸借2件が整ったものであります。なお、50ページ使用収益権関係、受付番号7番は、利用調整にあたって農地中間管理事業の実施が必要であると認められたことから、あおもり農林業支援センターの同意を得て、調整が図られたものであり、いずれも利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適当であると認められるものであります。また、47ページ所有権関係、受付番号55番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、譲受人が借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録要件を要しないものであります。以上であります。

議　　長　それでは、議案第5号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第5号は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第5号については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第6号を議題といたします。議案第6号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 6 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田 3 件 17,618 ㎡、畑 1 件 4,538 ㎡、合計 4 件 22,156 ㎡であります。なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　今回提出されました 4 件につきましては、先の議案第 4 号で決定されました利用集積計画のうち 42 ページの使用収益権関係、受付番号 143 番以降の 3 件及び議案第 5 号で要請が決定されました 50 ページの使用収益権関係、受付番号 7 番において、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理規程に定める優先順位に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第 6 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 6 号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 6 号については、計画案に異議がないものと決定いたします。

次に、議案第 7 号を議題といたします。議案第 7 号は「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 7 号は「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第 4（1）及び（2）に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました筆数と面積は、非農地とするものが、田 1 筆 1,818 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　議案第 7 号、農地・非農地の判断について、地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。57 ページをお開きください。番号 1 番の土地については、第 4（4）イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当するものと認められることから非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 7 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 7 号については、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 7 号は番号 1 番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、議案第 8 号を議題といたします。議案第 8 号は「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 8 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。提案理由は、租税特別措置法施行規則第 23 条の 7 第 42 項及び地方税法施行規則附則第 4 条第 3 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数は 15 件であります。農業を営むものが農地の全部を農業後継者となる推定相続人の 1 人に一括贈与した時は、農業後継者に課税される贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けることができ、贈与者また受贈者のいずれかが亡くなった時は、その贈与税及び不動産取得税は免除されますが、受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3 年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長及び中南地域県民局長に提出することになっております。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。この 15 件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として認められたものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から平成 31 年 1 月 24 日までの期間について証明するものであります。以上であります。

議　　長　　それでは、議案第 8 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 8 号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 8 号は、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第 9 号を議題といたします。議案第 9 号は「平成 31 年農作業臨時雇用標準賃金について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 9 号は、「平成 31 年農作業臨時雇用標準賃金」についてであります。
提案理由は、農家の労働力の安定確保と営農計画の適正化に資するため、「平成 31 年農作業臨時雇用標準賃金」を設定することについて、農業委員会等に関する

事務局次長　法律第6条第3項第2号の規定に基づき、本会の審議を求めるものであります。
今回の設定につきましては、委員に調査依頼しました平成30年農作業臨時雇用標準賃金調査の結果を基本としたほか、平成30年10月4日から適用しております青森県最低賃金を下回らないようにしております。議案書の65ページの算定資料をご覧ください。「雇用賃金」の各作業項目の金額ですが、調査結果による実勢額が昨年より1から7％程度上昇していることや青森県最低雇用賃金額も738円から762円に改定されていることから、「整枝せん定」を9,400円、それ以外の各作業項目を6,100円と昨年より100円高くしようとするものです。また、調査結果に基づく各作業項目の最高値と最低値については、田植え、水稲防除、稲刈りは最高8,000円、最低5,000円、せん定は最高11,000円、最低8,000円、人工授粉は最高6,000円、最低5,500円、袋掛け、摘花・摘果は最高6,400円、最低5,000円、除袋・葉取り・収穫及び農作業一般は最高6,500円、最低5,000円となっております。
次に「オペレーター」の各作業項目の金額ですが、調査結果による実勢額に基づき、据え置きにしようとするものです。なお、最高値と最低値はご覧のとおりです。続きまして、66ページをご覧ください。「請負料金」の各作業項目の金額についてですが、調査結果による実勢額、農産物価格の状況や景気の状況等に基づき、すべての作業項目を据え置きとしようとするものです。なお、最高値と最低値はご覧のとおりです。以上のことから「平成31年農作業臨時雇用標準賃金」について、64ページのとおり設定しようとするものであります。以上であります。

議　　長　それでは、議案第9号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第9号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第9号は、原案のとおり決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第1号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田4件42,447㎡、畑9件84,283㎡、合計13件126,730㎡であります。なお、届出理由につきましては69ページ、受付番号106番から70ページ、受付番号118番までの届出事由欄に記載のとおり、相続となっております。以上であります。

議　　長　報告第1号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第2号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第2号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。

事務局次長　農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、5条関係の畑3件 736㎡であります。なお、届出理由につきましては、73ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第2号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第3号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第3号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田3件12,887㎡、畑4件20,403㎡、合計7件33,290㎡であります。なお、解約理由につきましては、77ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第3号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了14時41分］